審 査 基 準

令和３年６月１１日作成

法　　令　　名	質屋営業法
根 拠 条 項	第４条第１項
処 分 の 概 要	管理者の新設又は変更の許可
原権者（委任先）	福井県公安委員会
法 令 の 定 め	質屋営業法第３条第１項第１号から第６号、第８号（許可の基準） 質屋営業法施行規則第１条（申請及び届出の一般手続） 〃　　　　第５条（管理者の新設又は変更の許可）
審 査 基 準	新たに管理者としようとする者が質屋営業法第３条第１項各号の欠格事由に該当しない、現実に当該営業所を管理すると見込まれるなど質屋営業法を遵守し適正な営業を期待できるときに許可する。
標準処理期間	２５日（行政庁の休日は含まない。）
申　　請　　先	営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課（係）
問い合わせ先	警察本部生活安全部生活安全企画課営業係 電話０７７６－２２－２８８０（内線３１７２，３１７３）
備　　　　考	